

無線呼出サービス契約約款

東京テレメッセージ株式会社

平成 26 年 04 月 01 日実施

無線呼出サービス契約約款目次

第1章 総則(第1条－第3条)

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 無線呼出サービスの契約の種別(第4条－第6条)

- 第4条 無線呼出サービス
- 第5条 一般無線呼出サービスに係る契約
- 第6条 同報無線呼出サービスに係る契約

第3章 一般無線呼出サービスに係る契約

第1節 一般無線呼出契約(第7条－第17条)

- 第7条 契約の単位
- 第8条 契約申込の方法
- 第9条 契約申込の承諾
- 第10条 無線呼出番号
- 第11条 無線呼出サービスの種類の変更
- 第12条 削除
- 第13条 譲渡の禁止
- 第14条 契約者の地位の承継
- 第15条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第16条 一般契約者が行う一般無線呼出契約の解除
- 第17条 当社が行う一般無線呼出契約の解除

第2節 発信課金契約A(ゼロプラン)(第18条－第25条)

- 第18条 削除
- 第19条 削除
- 第20条 削除
- 第21条 無線呼出番号
- 第22条 削除
- 第23条 発信課金契約者が行う発信課金契約の解除
- 第24条 当社が行う発信課金契約の解除
- 第25条 発信課金契約者の確認

第3節 発信課金契約B(020プラン)(第26条・第27条)

- 第26条 契約の単位
- 第27条 発信課金契約の取扱い

第4章 同報無線呼出サービスに係る契約(第28条・第29条)

第28条 契約の単位

第29条 同報無線呼出契約の取扱い

第5章 削除

第30条 削除

第6章 削除

第31条 削除

第7章 付加機能(第32条)

第32条 付加機能の提供

第8章 端末設備の提供等(第33条—第35条)

第33条 端末設備の提供等

第34条 アドレス番号の登録等

第35条 端末設備の種類等の変更

第9章 利用中止及び利用停止(第36条・第37条)

第36条 利用中止

第37条 利用停止

第10章 利用の制限(第38条)

第38条 利用の制限

第11章 料金等

第1節 料金(第39条)

第39条 料金の適用

第2節 料金の支払義務(第40条—第44条)

第40条 基本使用料等の支払義務

第41条 料金の日割

第42条 発信課金呼出料の支払義務

第43条 手続に関する料金の支払い義務

第44条 呼出回数の測定

第3節 預託金(B)(第45条)

第45条 預託金

第4節 割増金及び延滞利息(第46条—第48条)

第46条 割増金

第47条 延滞利息

第48条 端数処理

第5節 債権の譲渡及び譲受等(第49条―第52条)

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 発信事業者への債権譲渡

第6節 料金回収代行(第53条)

第53条 発信事業者への料金回収代行

第12章 保守(第54条―第56条)

第54条 当社の維持責任

第55条 一般契約者及び発信課金契約者の維持責任

第56条 一般契約者及び発信課金契約者の切分け責任

第13章 損害賠償(第57条・第58条)

第57条 責任の制限

第58条 免責

第14章 雑則(第59条―第66条)

第59条 承諾の限界

第60条 発信者との間の無線呼出サービスの利用に係る契約等

第61条 利用に係る一般契約者及び発信課金契約者の義務

第62条 端末設備の返還

第63条 技術資料の閲覧

第64条 営業区域

第65条 閲覧

第66条 本人確認

第15章 付帯サービス(第67条―第70条)

第1節 情報提供サービス

第67条 情報提供サービス

第2節 情報料回収代行

第68条 回収代行の承諾

第69条 回収の方法

第70条 免責

料金表目次

通則

- 第1条 料金表の適用
- 第2条 料金の変更
- 第3条 料金の計算方法
- 第4条 消費税相当額の加算
- 第5条 料金の支払い
- 第6条 料金の臨時減免

第1 基本使用料

- 1 適用
- 2 料金額
 - 2-1 一般無線呼出契約に係るもの
 - 2-1-1 定型額
 - (1) POCSAG方式のもの
 - 2-1-2 削除
 - 2-2 発信課金契約(B)に係るもの
 - 2-2-1 基本使用料
 - (1) POCSAG方式のもの
 - 2-3 同報無線呼出サービスに係るもの
 - 2-3-1 POCSAG方式のもの
 - (1) 基本額
 - (2) 加算額

第2 発信課金呼出料

発信課金契約(B)に係るもの

第3 削除

第4 付加サービス使用料

- 1 適用
- 2 料金額
 - 2-1 一般無線呼出契約に係るもの
 - 2-1-1 POCSAG方式のもの
 - 2-2 発信課金契約に係るもの
 - 2-2-1 POCSAG方式のもの

第5 削除

別表1 付加サービス

別表2 当社が提供する端末設備

その他の提供条件目次

第1 手続きに関する料金

- 1 適用
- 2 料金額

第2 預託金

第3 営業区域

- 1 地域営業区域
- 2 広域営業区域

第4 削除

第5 削除

第6 当社と相互接続協定を締結している発信事業者

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この無線呼出サービス契約約款(以下「約款」といいます。)により、無線呼出サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、無線呼出サービスに附帯するサービス(この約款に定めるものに限り、以下「附帯サービス」といいます)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 無線呼出サービス	電話回線等からの発信により、無線呼出局から携帯受信機へ無線を用いて符号を伝送する電気通信サービス
4 無線呼出サービス取扱所	(1) 無線呼出サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により無線呼出サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 無線呼出契約	当社から無線呼出サービスの提供を受けるための契約で、一般無線呼出契約、発信課金契約又は同報無線呼出契約
6 契約者	当社と無線呼出契約を締結している者
7 一般無線呼出契約	当社から一般無線呼出サービスの提供を受けるための契約(発信課金契約を除きます。)
8 一般契約者	当社と一般無線呼出契約を締結している者
9 発信課金契約	この約款に規定する発信課金呼出料を発信者(携帯受信機の呼出し等を行った発信事業者が提供する契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者をいいます。以下同じとします。)に課金する一般無線呼出サービスに係る契約
10 発信課金契約者	当社と発信課金契約を締結している者
11 同報無線呼出契約	当社から同報無線呼出サービスの提供を受けるための契約
12 同報契約者	当社と同報無線呼出契約を締結している者
13 臨時無線呼出契約	30日以内の利用期間を指定して当社から一般無線呼出サービスの提供を受けるための契約
14 臨時契約者	当社と臨時無線呼出契約を締結している者
15 携帯受信機	携帯して呼出し等を受けるための無線受信設備
16 端末設備	電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設

	備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	当社が提供する端末設備以外の端末設備(当社が別に定めるところにより売切りをした端末設備を含みます。)
18 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者、第16条の届出をした者をいいます。以下、同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 削除	削除
20 削除	削除
21 削除	削除
22 発信事業者	当社と事業法に規定する相互接続協定を締結している事業者であって、発信課金契約に係る携帯受信機の呼出し等を行うことができる電気通信サービスを提供する電気通信事業者
23 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
24 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 無線呼出サービスの契約の種別

(無線呼出サービス)

第4条 無線呼出サービスには次のサービスがあります。

一般無線呼出サービス	次欄以外の無線呼出サービス
同報無線呼出サービス	主として情報提供の用に供することを目的として同報無線呼出番号により同時に2以上の携帯受信機の呼出し等を行うために提供する無線呼出サービス

(一般無線呼出サービスに係る契約)

第5条 一般無線呼出サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 一般無線呼出契約
- (2) 発信課金契約
- 2 一般無線呼出契約には、次のものがあります。
 - (1) 臨時無線呼出契約以外のもの
 - (2) 臨時無線呼出契約
- 3 一般無線呼出サービスには、料金表に規定する種類、伝送方式及び区別があります。

(同報無線呼出サービスに係る契約)

第6条 同報無線呼出サービスに係る契約は同報無線呼出契約とします。

2 同報無線呼出サービスには、料金表に規定する種類、伝送方式及び区別があります。

第3章 一般無線呼出サービスに係る契約

第1節 一般無線呼出契約

(契約の単位)

第7条 当社は、無線呼出番号1番号ごとに1の一般無線呼出契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般無線呼出契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 一般無線呼出契約の申込みをするときは、当社が別に定める場合を除き、次に掲げる事項について記載した所定の契約申込書を契約事務を行う無線呼出サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める無線呼出サービスの種類等
- (2) その他無線呼出サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、一般無線呼出契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、無線呼出サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、一般無線呼出契約の申込みをした者が無線呼出サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その一般無線呼出契約の申込みを承諾しないことがあります。

(無線呼出番号)

第10条 一般無線呼出契約に係る無線呼出番号は、当社が定めます。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、無線呼出番号を変更することがあります。この場合、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(無線呼出サービスの種類等の変更)

第11条 一般契約者は、料金表に規定する無線呼出サービスの種類、伝送方式及び区別の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条(契約申込みの方法)及び第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第12条 削除

(譲渡の禁止)

第 13 条 一般契約者が一般無線呼出契約に基づいて無線呼出サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第 14 条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて無線呼出サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 15 条 契約者は、契約者の氏名、名称、住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに無線呼出サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず無線呼出サービス取扱所に届出がないときは、第 17 条及び第 37 条に規定する通知については、当社が届け出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(一般契約者が行う一般無線呼出契約の解除)

第 16 条 一般契約者は、一般無線呼出契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定める無線呼出サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般無線呼出契約の解除)

第 17 条 当社は、第 37 条(利用停止)の規定により無線呼出サービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般無線呼出契約を解除することがあります。

- 2 当社は、一般契約者が第 37 条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、無線呼出サービスの利用停止をしないでその一般無線呼出契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その一般無線呼出契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

第2節 発信課金契約(ゼロプラン)

第 18 条 削除

第 19 条 削除

第 20 条 削除

(無線呼出番号)

第 21 条 発信課金契約(ゼロプラン)に係る無線呼出番号は、当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、無線呼出番号を変更することがあります。

第 22 条 削除

(発信課金契約者が行う発信課金契約(ゼロプラン)の解除)

第 23 条 発信課金契約者は、発信課金契約Aを解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が指定する無線呼出サービス取扱所に、本人登録をした上、通知していただきます。

(当社が行う発信課金契約(ゼロプラン)の解除)

第 24 条 発信課金契約Aに係る無線呼出サービスを最後に利用された日から1年を経過したときは、当社は、利用の意思がないものとして、その発信課金契約Aを解除します。

(発信課金契約者の確認)

第 25 条 発信課金契約Aに係る無線呼出サービスの種類等の変更その他の各種の請求については、本人登録の確認により、その発信課金契約者からの請求とみなして取り扱います。

- 2 前項の承諾については第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第3節 発信課金契約(020サービス)

(契約の単位)

第 26 条 当社は、無線呼出番号1番号ごとに1の発信課金契約Bを締結します。この場合、発信課金契約者は、1の発信課金契約Bにつき1人に限ります。

(発信課金契約(020サービス)の取扱い)

第 27 条 当社は、発信課金契約Bについて第8条(契約申込みの方法)から第17条(当社が行う一般無線呼出契約の解除)の規定を準用します。この場合において、「一般無線呼出契約」とあるのは「発信課金契約B」と、「一般契約者」とあるのは「発信課金契約者」と読み替えるものとします。

第4章 同報無線呼出サービスに係る契約

(契約の単位)

第 28 条 当社は、同報無線呼出番号(同報無線呼出サービスを行うための無線呼出番号をいいます。)1番号ごとに1の同報無線呼出契約を締結します。この場合、同報契約者は、1の同報無線呼出契約につき1人に限ります。

(同報無線呼出契約の取扱い)

第 29 条 当社は、同報無線呼出契約について第8条(契約申込みの方法)、第9条(契約申込みの承諾)、第10条(無線呼出番号)、第13条(譲渡の禁止)、第14条(契約者の地位の承継)、第15条(契

約者の氏名等の変更の届出)、第16条(一般契約者が行う一般無線呼出契約の解除)及び第17条(当社が行う一般無線呼出契約の解除)の規定を準用します。この場合において、「一般無線呼出契約」とあるのは「同報無線呼出契約」と、「無線呼出番号」とあるのは「同報無線呼出番号」と、「一般契約者」とあるのは「同報契約者」と読み替えるものとします。

第5章 削除

第30条 削除

第6章 削除

第31条 削除

第7章 付加サービス(付加機能)

(付加機能の提供)

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加サービス(付加機能)を提供します。

第8章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第33条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表に規定する端末設備を提供します。

(アドレス番号の登録等)

第34条 当社は、次の場合には、当社が提供する端末設備(携帯受信機に限ります。以下この条において同じとします。)について、アドレス番号(当社が携帯受信機を識別するために携帯受信機に登録する認識番号をいいます。以下同じとします。)その他の情報の登録又は変更(以下「アドレス番号の登録等」といいます。)を行います。

- (1) 契約者からの請求により端末設備を提供するとき。
- (2) 契約者からアドレス番号の登録等を要する請求があったとき。

(端末設備の種類等の変更)

第35条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類等の変更を行います。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が提供する端末設備を変更することがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第9章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第36条 当社は、次の場合には、無線呼出サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条(利用の制限)の規定により、無線呼出サービスの利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、当該料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 前2項の規定により、無線呼出サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その無線呼出サービスの料金その他の債務(この約款により、支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その無線呼出サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 無線呼出サービスに係る契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 契約者が当社と契約を締結している他の無線呼出サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 第61条(利用に係る一般契約者及び発信課金契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備又は自営電気通信設備を接続したとき。
- (6) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信回線設備との接続を廃止しないとき。
- (7) 第45条(預託金B)の規定により預け入れていただくこととなる預託金を預け入れないとき。

第10章 利用の制限

(利用の制限)

第38条 当社は、無線呼出サービスの利用が著しくふくそうするときは、無線呼出サービスの利用を制限することがあります。

第11章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

第 39 条 当社が提供する無線呼出サービスの料金は、基本使用料、発信課金呼出料、付加機能使用料、端末設備使用料及び手続に関する料金とし、料金表(料金表及び当社が別に定める料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第 40 条 契約者は、その無線呼出契約に基づいて当社が無線呼出サービスの提供を開始した日から起算して無線呼出契約の解除又は付加機能若しくは当社が提供している端末設備の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する料金(以下「基本使用料等」といいます。)の支払を要します。

2 前項の期間において、無線呼出サービスの利用ができない状態が生じたときの基本使用料等の支払は、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、無線呼出サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線呼出サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線呼出サービスについての料金(基本使用料にあつては、加算額を除きます。)
2 当社の故意又は重大な過失によりその無線呼出サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその無線呼出サービスについての料金

3 当社は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(料金の日割)

第 41 条 当社は、前条第2項第3号の表の規定に該当するときは、その料金を利用日数に応じて日割します。

2 前項の規定による料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、その日数計算の単価となる24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(発信課金呼出料の支払義務)

第 42 条 発信者は、次表に規定する発信課金契約に係る携帯受信機の呼出し等について、当社の機器(発信事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定したその呼出し等に要した時間と料金表の規定とに基づいて算出した料金の支払を要します。

区 別	支払を要する者
発信事業者の契約者回線又は発信事業者が提供する公衆電話の電話機等から発信課金契約に係る無線呼出サービスの呼出等を行った場合	発信事業者の電気通信サービスに係る契約者回線の契約者又は発信事業者が提供する公衆電話の利用者

2 発信者は、発信課金呼出料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

過去の機器等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における1日平均の発信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が定める方法により算出して1日平均の発信課金呼出料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(手続に関する料金の支払義務)

第 43 条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその無線呼出契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(呼出回数の測定)

第 44 条 呼出回数は、当社の機器により測定します。

第3節 預託金(B)

(預託金)

第 45 条 一般契約者及び発信課金契約者は、次の場合には、一般無線呼出サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 一般無線呼出契約又は発信課金契約の申込みの承諾を受けた場合

(2) 当社から料金表に規定する端末設備の提供を受けた場合

(3) 第 37 条(利用停止)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される場合

2 預託金の額は1の無線呼出契約ごとに 9,000 円以内で当社が別に定める金額とします。ただし、一般契約者又は発信課金契約者が当社に対して預け入れる預託金の総額が、当社が別に定め

る額を超える場合には、この額を限度とします。

- 3 前項ただし書の場合において、一般契約者又は発信課金契約者が既に契約している無線呼出サービスにおいて、支払期日を経過した料金その他の債務があるときは、このただし書は適用しません。
- 4 預託金については、無利息とします。
- 5 当社は、無線呼出契約が解除されたときその他預託金を預け入れていただく必要がなくなったときには、一般契約者又は発信課金契約者(引き続き第2項ただし書の適用を受ける一般契約者又は発信課金契約者を除きます。)にその無線呼出契約に係る預託金を返還します。
この場合において、一般契約者又は発信課金契約者がその無線呼出契約に基づき支払うべき料金その他の債務があるときは、預託金を当該支払うべき料金その他の債務に充当し、その残余を返還します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 46 条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた料金の2倍に相当する額)を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 47 条 契約者は、料金、その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(端数処理)

第 48 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 5 節 債権の譲渡及び譲受等

第 49 条 削除

第 50 条 削除

第 51 条 削除

(発信事業者への債権譲渡)

第 52 条 発信者は、発信課金契約に係る携帯受信機の呼出し等により生じた債権を当社がその発信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、譲渡する債権額は、当社の機器により測定したその呼出し等に要した時間と料金表の規定とに基づいて算定した額とします。

- 2 前項の場合において、当社及び発信事業者は、発信者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 3 第1項の規定により譲渡する債権については、第46条(割増金)及び第47条(延滞利息)の規定にかかわらず、その発信事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

第6節 料金回収代行

(発信事業者への料金回収代行)

- 第53条 発信者は、発信課金契約に係る携帯受信機の呼出しにより生じた債権を当社に代って発信事業者(以下、「料金回収代行請求事業者」といいます。)に料金回収代行を委託することを承認していただきます。
- 2 前項の場合において、当社及び料金回収代行請求事業者は、発信者への個別の通知又は料金回収代行承認を省略するものとします。
 - 3 第1項の規定により料金回収代行を委託する債権については、当社の契約約款及び料金表に定めるところによります。

第12章 保守

(当社の維持責任)

- 第54条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(一般契約者及び発信課金契約者の維持責任)

- 第55条 一般契約者又は発信課金契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(一般契約者及び発信課金契約者の切分け責任)

- 第56条 一般契約者又は発信課金契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、自営端末設備又は自営電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、無線呼出サービス取扱所に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
 - 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を一般契約者又は発信課金契約者にお知らせした後において、一般契約者又は発信課金契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、一般契約者又は発信課金契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

- 第 57 条 当社は、無線呼出サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その無線呼出サービスが全く利用できない状態(その無線呼出契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、無線呼出サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線呼出サービスの基本使用料等の料金額(料金表に規定する基本使用料の加算額については、無線呼出サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均加算額(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により無線呼出サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第 58 条 当社は、電気通信設備の修理等に当たって、その電気通信設備に記憶されている無線呼出番号、メッセージ等の内容が変化し、又は消失したことにより損害を与えた場合において、その損害が当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第14章 雑則

(承諾の限界)

- 第 59 条 当社は、契約者から付加機能の提供の請求その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(発信者との間の無線呼出サービスの利用に係る契約等)

- 第 60 条 発信者は、発信課金契約に係る携帯受信機の呼出し等(発信者以外の者が行った呼出し等を含みます。)を行う都度、当社と一般無線呼出サービスの利用に係る契約(第 42 条(発信課金呼出料の支払義務)の規定により、その呼出し等に係る発信課金呼出料を発信者が支払を要することとなる契約をいいます。)を締結することとなります。この場合、その発信者は、その呼出し等により生じた発信課金呼出料を、第 52 条(発信事業者への債権譲渡)の規定によりその債権を譲り受けた発信事業者がその契約約款の規定に基づき請求することを承認していただきます。

2 当社は、この約款に規定する発信課金契約に係る料金その他の提供条件を変更した場合は、当社が別に定める方法により、発信者にその旨を周知します。

(利用に係る一般契約者及び発信課金契約者の義務)

第 61 条 一般契約者又は発信課金契約者は、その携帯受信機について、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が提供している端末設備を正当な理由なく分解若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- (2) 端末設備又は自営電気通信設備に登録されているアドレス番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(端末設備の返還)

第 62 条 当社の端末設備の提供を受けている契約者は、次の場合には、その端末設備を当社が指定する無線呼出サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) その無線呼出契約を解除しようとするとき 又は解除されたとき。
- (2) 無線呼出サービスの種類等の変更又は端末設備の種類等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 当社が提供する端末設備を廃止するとき。
- (4) その他無線呼出サービスの内容の変更に伴い、その無線呼出サービスに係る端末設備を利用しなくなったとき。

(技術資料の閲覧)

第 63 条 当社は、無線呼出サービスを利用する上で参考となる技術資料(社団法人電波産業会が定めたP OCSAG方式無線呼出システム標準規格(RCR STD-42)を閲覧に供します。

(営業区域)

第 64 条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、無線呼出サービスを受けることができない場合があります。

(閲覧)

第 65 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(本人確認)

第 66 条 当社は、契約者に対し、本人確認等の実施を行うことがあります。

第 15 章 附帯サービス

第 1 節 情報提供サービス

(情報提供サービス)

第 67 条 当社は、契約者(当社が別に定める契約者に限ります。)からあらかじめ請求があったときは、情報提供サービスを提供致します。

- 2 契約者は、前項の請求の際、当社が別に定めるところにより、提供を受ける情報の内容を選択していただきます。
- 3 契約者は、情報提供サービスの提供を受ける場合、当社が別に定める料金の支払いを要します。
- 4 情報サービスで提供される情報の提供時間、提供回数、提供する営業区域、料金の支払い、及びその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 5 情報提供サービスで提供される情報は当社が別に定めるところによります。
- 6 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

第2節 情報料回収代行

(回収代行の承諾)

第 68 条 有料情報サービス(同報無線呼出サービスを利用して有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その同報契約者が当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)を利用する一般契約者は、有料情報サービスを提供する同報契約者(以下「情報提供者」といいます。)と締結した契約に定められたそのサービスの料金を、当社がその情報提供者にかわって回収することを承諾していただきます。

(回収の方法)

第 69 条 当社は、前項の規定により回収する有料情報サービスの料金については、一般無線呼出サービスの料金と合わせてそのサービスを利用する一般契約者に請求します。

(免責)

第 70 条 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

料金表 通 則

(料金表の適用)

第1条 無線呼出サービスに関する料金は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところにより適用します。

(料金の変更)

第2条 当社は、無線呼出サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(料金の計算方法)

第3条 当社は、契約者(臨時契約者を除きます。)がその無線呼出契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月に従って計算します。ただし、当料金表に規定する基本使用料の加算額については、1の暦月の起算日(当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間(以下「料金月」といいます。)に従って計算します。

- 2 臨時契約者がその臨时无線呼出契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料の加算額については、その利用期間に従って計算します。
- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

第4条 約款第40条(基本使用料等の支払義務)、第41条(料金の日割)、第42条(発信課金呼出料の支払義務)及び第43条(手続きに関する料金の支払義務)の規定等により、当料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。但し第42条(発信課金呼出料の支払義務)の規定により支払いを要する料金のうち発信事業者が提供する公衆電話の電話機からの呼出し等に係るものについてはこの限りではありません。

(料金の支払い)

第5条 契約者は、料金の支払いについては、当社が定める期日までに、当社が指定する営業所、代理店、取次店、金融機関又は当社が料金の収納事務を委託している者の事業所において支払っていただきます。

(料金の臨時減免)

第6条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用											
(1) 大口契約割引の適用	<p>大口契約割引とは、当社が別に定めるところにより基本使用料を一般契約者又は発信課金契約者ごと一括して請求(以下「一括請求」といいます。)している場合であって、その一括請求に係る一般無線呼出契約又は発信課金契約の数(その月ごとに当社が別に定める日におけるものとします。)が次表の左欄の規定に該当するとき、一括請求に係る基本額から同表の右欄に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一括請求に係る無線呼出契約の数</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 契約以上 39 契約まで</td> <td>一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.06 を乗じて得た額の合計額</td> </tr> <tr> <td>40 契約以上 79 契約まで</td> <td>一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.09 を乗じて得た額の合計額</td> </tr> <tr> <td>80 契約以上</td> <td>一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.11 を乗じて得た額の合計額</td> </tr> <tr> <td>1000 契約以上</td> <td>一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.14 を乗じて得た額の合計額</td> </tr> </tbody> </table>	一括請求に係る無線呼出契約の数	割引額	20 契約以上 39 契約まで	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.06 を乗じて得た額の合計額	40 契約以上 79 契約まで	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.09 を乗じて得た額の合計額	80 契約以上	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.11 を乗じて得た額の合計額	1000 契約以上	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.14 を乗じて得た額の合計額
一括請求に係る無線呼出契約の数	割引額										
20 契約以上 39 契約まで	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.06 を乗じて得た額の合計額										
40 契約以上 79 契約まで	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.09 を乗じて得た額の合計額										
80 契約以上	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.11 を乗じて得た額の合計額										
1000 契約以上	一括請求に係る一般無線呼出サービスの基本額に0.14 を乗じて得た額の合計額										

2 料金額

2-1 一般無線呼出契約に係るもの

2-1-1 定額型

(1) POCSAG方式のもの

① 基本額

区 分		単 位	料 金 額	
			(月額)	
基本エリア	数字か表示式	1契約ごとに	1,800 円(税抜)	
広域エリア		1契約ごとに	2,200 円(税抜)	
基本エリア	自由文表示式	プランA	1契約ごとに	1,900 円(税抜)
広域エリア		プランA	1契約ごとに	2,300 円(税抜)

2-1-2 削除

2-2 発信課金契約(020サービス)に係るもの

2-2-1 基本使用料

(1) POCSAG方式のもの

区 分	単 位	料金額(月額)	
広域エリア	自由文表示式	1契約ごとに	880 円(税抜)

2-3 同報無線呼出サービスに係るもの

2-3-1 POCSAG方式のもの

(1) 基本額

区分		単 位	料金額(月額)
広域エリア	一律	1 契約ごとに	250,000 円(税抜)

(2) 加算額

区 分		単 位	料金額(月額)
その端末設備又は自営電気通信設備が一般無線呼出サービスの電気通信回線設備に接続されている場合		1 契約につき1の端末設備又は自営電気通信設備ごとに	100 円(税抜)
上記以外の場合		1 契約につき1の端末設備又は自営電気通信設備ごとに	300 円(税抜)

第2 発信課金呼出料

次表の規定により算出した額から、発信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により算出したその相互接続通信の料金額を控除した額とします。ただし、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社及びソフトバンクテレコム株式会社が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るものについては、次表の規定により算定した額とします。

発信課金契約(020サービス)に係るもの

(1) (2)以外の発信事業者が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るもの

① 契約者回線からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税抜))
営業区域内からの呼出	36秒
営業区域外からの呼出	27秒
上記の他に通話1回毎に	50 円(税抜)

② 公衆電話からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税込))
営業区域内からの呼出	7秒
営業区域外からの呼出	6秒

(2)フュージョン・コミュニケーションズ株式会社が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るもの

① 契約者回線からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税抜))
営業区域内からの呼出	41秒
営業区域外からの呼出	36秒
上記の他に通話1回毎に	50 円(税抜)

第3 削除

第4 付加サービス使用料

1 適用

付加サービス使用料の適用	
(1) 発信課金契約(A)に係る付加サービス使用料の適用除外	発信課金契約(A)に係る発信課金契約者は、別表1(付加サービス)に規定する付加サービスについては、2(料金額)の規定にかかわらず、付加サービス使用料の支払いを要しません。

2 料金額

2-1 一般無線呼出契約に係るもの

2-1-1 POCSAG方式のもの

区 分	単 位	(月額)
マトリクスフリーワードサービス (数字カナ表示式)	21桁以上	1携帯受信機ごとに 100円(税抜)
	20桁以下	—円
デュアルコール	付加呼出番号ごとに	100円(税抜)
マルチコール	1マルチ呼出番号ごとに	100円(税抜)
グループコール	1グループ呼出番号及び1携帯受信機ごとに	100円(税抜)

2-2 発信課金契約に係るもの

2-2-1 POCSAG方式のもの

区 分	単 位	料金額(月額)
マトリクスフリーワードサービス	1携帯受信機ごとに	100円(税抜)
デュアルコール	付加呼出番号ごとに	100円(税抜)

第5 削除

別表1. 付加サービス

	種 類	提 供 条 件
1 マトリックスフリーワードサービス	当社が別に定めるマトリックス表によりフリーワードを送信するサービスを行う機能をいいます。	(1) 本サービスの提供を受けることができる伝送方式、契約の種類、無線呼出サービスの種類及び端末設備の種類並びに他の付加サービスの提供の有無の条件については、当社が別に定めるところによります。
2 デュアルコールサービス	付加呼出番号(無線呼出番号と異なる1の番号をいいます。)を定め、無線呼出番号と付加呼出番号とを区別して一般無線呼出サービスを行う機能をいいます。	(1) 本サービスの提供を受けることができる伝送方式、契約の種類、無線呼出サービスの種類及び端末設備の種類並びに他の付加サービスの提供の有無の条件については、当社が別に定めるところによります。 (2) 付加呼出番号の変更については、第 11 条(無線呼出番号)の第2項の規定に準じて取り扱います。
3 マルチコールサービス	マルチ呼出番号(無線呼出番号及び付加呼出番号及び同報無線呼出番号と異なる1の番号をいいます。)を2つを限度として定め、無線呼出番号及び付加呼出番号とマルチ呼出番号とを区別して一般無線呼出サービスを行う機能をいいます。	(1) 本サービスの提供を受けることができる伝送方式、契約の種類、無線呼出サービスの種類及び端末設備の種類並びに他の付加サービスの提供の有無の条件については、当社が別に定めるところによります。 (2) マルチ呼出番号の変更については、第 11 条(無線呼出番号)の第2項の規定に準じて取り扱います。
4 グループコールサービス	あらかじめ申し出のあった契約者の端末設備(一般契約者の氏名、名称が同じものに限ります。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)に特定グループ呼出用に同一のグループ呼出番号(無線呼出番号、付加呼出番号、マルチ呼出番号及び同報無線呼出番号と異なる番号をいいます。)を付与して同一の営業区域内にて一般無線呼出サービスを行う機能をいいます。	(1) 本サービスの提供を受けることができる伝送方式、契約の種類、無線呼出サービスの種類及び端末設備の種類並びに他の付加サービスの提供の有無の条件については、当社が別に定めるところによります。 (2) グループ呼出番号の変更については、第 11 条(無線呼出番号)の第2項の規定に準じて取り扱います。 (3) 本サービスに限り、1の一般

		無線呼出契約に対し、グループ呼出番号のみを付与した端末設備を設定することができます。 (4) 1のグループ呼出番号により無線呼出サービスを行うことができる携帯受信機の数当社が別に定める数以内とします。 (5) 自由文表示式に係る呼出回数一般契約者あらかじめ指定した1の一般無線呼出サービスへ加算します。
5 メッセージ再送サービス	当社の中央装置に当該メッセージが蓄積された日と同一日、または蓄積された時刻から 24 時間以内に限り、当社所定の方法により請求された当該メッセージを再送するサービスを行う機能をいいます。	(1) 本サービスの提供を受けることができる伝送方式、契約の種類別、無線呼出サービスの種類及び端末設備の種類並びに他の付加サービスの提供の有無の条件については、当社が別に定めるところによります。
6 パスワードサービス	一般契約者が一般無線呼出サービスを受ける場合に契約者があらかじめ設定したパスワードを入力した場合に限り、一般無線呼出サービスを受けることができる機能をいいます。	(1) 本サービスの提供を受けることができる伝送方式、契約の種類別、無線呼出サービスの種類及び端末設備の種類並びに他の付加サービスの提供の有無の条件については、当社が別に定めるところによります。

別表2. 当社が提供する端末設備

種 類	提 供 条 件
呼 出 専 用 式	(1)1の一般無線呼出契約について、1の携帯受信機に限ります。 (2)POCSAG 方式の一般無線呼出サービスに限り提供します。
数 字 カ ナ 表 示 式	(1)1の一般無線呼出契約について、1の携帯受信機に限ります。 (2)POCSAG 方式の一般無線呼出サービスに提供します。
自 由 文 表 示 式	(1)1の一般無線呼出契約について、1の携帯受信機に限ります。 (2)POCSAG 方式の一般無線呼出サービスに限り提供します。

その他の提供条件

第1 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 43 条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1) 契約事務手数料の適用	<p>ア 削除</p> <p>イ 1の者からの申込みにより同時に2以上の一般無線呼出契約又は発信課金契約を締結する場合の1の一般無線呼出契約又は発信課金契約を除く他の契約に係る契約事務手数料の額については、2(料金額)の規定にかかわらず1の契約ごとに500円(税抜)とします。契約者について次の変更があったことに伴い、その契約を</p> <p>いったん解除し、新たに契約の申込みをしてその承認を受けたとき(その契約者又はその契約者の業務の同一性及び継続性が認められる場合に限り)は、第43条(手続きに関する料金の支払義務)の規定にかかわらず、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 個人から法人への変更 (イ) 契約者である法人の営業の分割による新たな法人への変更 (ウ) 契約者である法人の営業の譲渡による別法人への変更 (エ) 契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者の変更 (オ) その他アからエまでに類する変更</p>
(2) 登録変更手数料の適用	<p>1の者からの請求により同時に2以上の端末設備(携帯受信機に限ります。)の提供及び自営端末設備又は自営電機通信設備の接続の請求をする場合の1の請求を除く他の請求に係る登録変更手数料の額については、2(料金額)の規定にかかわらず1の請求ごとに500円(税抜)とします。</p>
(3) 取替手数料の適用	<p>1の者からの請求により同時に2以上の当社が提供する端末設備(当社が別に定めるものを除きます。)の種類の変更を行う場合の1の請求を除く他の請求に係る取替手数料の額については、2(料金額)の規定にかかわらず1の取替えごとに500円(税抜)とします。</p>
(4) その他の手数料	<p>1の契約又は1の携帯受信機について、契約事務手数料、登録変更手数料又は取替手数料を要する手続きと同時に行う場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。</p>
(5) 手続きに関する料金の減額適用	<p>当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様を勘案して別に定めることにより、その料金額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1契約ごとに	2,500円(税抜)
登録変更手数料	1携帯受信機ごとに	2,000円(税抜)
取替手数料	1携帯受信機ごとに	2,500円(税抜)
その他手数料	—	別に算定する実費

第2 預託金

区 分	単 位	預 託 金
呼出専用式	1無線呼出契約ごとに	3,000円
数字カナ表示式	1無線呼出契約ごとに	3,000円
自由文表示式	1無線呼出契約ごとに	9,000円

第3 営業区域

1. 地域営業区域

営業区域	無線呼出サービスを受けることができる地域
東 京	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市の一部、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、狛江市、青梅市の一部、福生市、羽村市、あきる野市の一部、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町の一部
神 奈 川	横浜市、横須賀市の一部、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市の一部、厚木市、大和市、伊勢原市の一部、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、秦野市の一部、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町の一部、中郡大磯町の一部、津久井郡城山町
埼 玉	川越市、川口市、さいたま市、所沢市の一部、狭山市、上尾市、草加市の一部、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、蓮田市、飯能市の一部、東松山市の一部、春日部市の一部、入間市、桶川市の一部、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町の一部、北足立郡伊奈町、比企郡滑川町の一部、比企郡嵐山町の一部、比企郡ときがわ町の一部、比企郡川島町、比企郡吉見町の一部、比企郡鳩山町
千 葉	千葉市、市川市、船橋市、松戸市の一部、成田市の一部、佐倉市、習志野市、八千代市の一部、鎌ヶ谷市、市原市の一部、四街道市、八街市、浦安市、富里市、山武市の一部、印旛郡酒々井町、印旛郡印旛村、印旛郡本埜村の一部、印旛郡栄町の一部、山武郡芝山町の一部

2. 広域営業区域

営業区域	無線呼出サービスを受けることができる地域
首都圏	<p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市の一部、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、狛江市、青梅市の一部、福生市、羽村市、あきる野市の一部、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町の一部、</p> <p>横浜市、横須賀市の一部、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市の一部、厚木市、大和市、伊勢原市の一部、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、秦野市の一部、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町の一部、中郡大磯町の一部、津久井郡城山町、</p> <p>川越市、川口市、さいたま市、所沢市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、飯能市の一部、東松山市の一部、春日部市の一部、入間市、桶川市の一部、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市の一部、ふじみ野市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町の一部、北足立郡伊奈町、比企郡滑川町の一部、比企郡嵐山町の一部、比企郡ときがわ町の一部、比企郡川島町、比企郡吉見町の一部、比企郡鳩山町、</p> <p>千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市の一部、佐倉市、習志野市、柏市の一部、流山市の一部、八千代市の一部、鎌ヶ谷市、浦安市、市原市の一部、四街道市、八街市、富里市、山武市の一部、印旛郡酒々井町、印旛郡印旛村、印旛郡本埜村の一部、印旛郡栄町の一部、山武郡芝山町の一部</p>

第4 削除

第5 削除

第6 当社と相互接続協定を締結している他の発信事業者

1. 東日本電信電話株式会社
2. 西日本電信電話株式会社
3. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
4. フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
5. ソフトバンクテレコム株式会社

附則

この約款は昭和 62 年 10 月 1 日から実施します。

附則

この約款は昭和 63 年 10 月 1 日から実施します。

附則

この約款は昭和 64 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、付加機能サービスの提供については、当社が別に定める日からとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は平成元年 4 月 1 日から実施します。

ただし、付加機能サービスの提供については、当社が別に定めるものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線呼出サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた無線呼出サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この約款は平成元年 7 月 1 日から実施します。

附則

この約款は平成元年 9 月 1 日から実施します。

附則

この約款は平成 2 年 3 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 2 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、付加機能サービスの提供については、当社が別に定める日からとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線呼出サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた無線呼出サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この約款は平成 2 年 8 月 2 日から実施します。

附則

この約款は平成2年9月 20 日から実施します。

附則

この約款は平成3年8月1日から実施します。

附則

この約款は平成3年8月5日から実施します。

附則

この約款は平成3年 12 月1日から実施します。

附則

この約款は平成5年 10 月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は平成7年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により締結されている契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と契約を締結したものとみなします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線呼出サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正並びに今後の改正に伴い預け入れ保証金が減額されたときは、その返還手続は、当社が適切妥当と判断する方法によることができるものとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は平成7年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規定実施前に預け入れられた保証金は、本改定規定により預託金として扱うことといたします。

なお、預託金を要さない場合には、当社が適切妥当と判断する方法により返還することといたします。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成7年 12 月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成8年7月 15 日から実施します。

ただし、FLEX-TD方式による地域エリアサービスの提供については、当社が別にサービス提供の開始月日を定めるものとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成8年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成8年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成8年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成8年12月24日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払わなければならなかった無線呼出サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年4月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成9年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成10年1月26日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成10年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成10年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成10年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成11年2月8日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成11年4月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施前に支払わなければならなかった無線呼出サービスの料金その他の債務については、
なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成11年9月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 2月 2日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 2月 9日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 4月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 5月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 6月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 7月 1日から実施します。

附則附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 8月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年 9月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年11月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成12年12月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成13年4月 1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は平成13年4月 3日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成13年8月9日から実施します。

(移行措置)

ケイディディアイ株式会社が提供する複合端末に係る契約事務手数料については平成13年8月以降のその申込みを承諾しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改定は平成13年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成13年12月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成14年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成16年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成16年11月30日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成17年1月12日から実施します。

なお、附則にて平成16年11月30日から実施した(経過措置)4.発信課金呼出料4-1 発信課金契約(ゼロプラン)に係るもの及び5.発信課金契約(020サービス)に係るものについては、改定の実施期日から本契約約款の料金表第2発信課金呼出料を適用します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 17 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、料金表第2 発信課金呼出料については、平成 17 年 11 月 14 日からの適用とします。

(経過措置)

この約款実施の際、現に、旧約款の規定により提供されている無線呼出しサービス(改定前の規定により契約申込の承諾を受けているものを含みます。)に関する料金その他の取扱いは、次によるものとします。

1 基本使用料

1-1 適用

基本使用料の適用												
(1) 基本使用料の前払い	ア 一般契約者及び発信課金契約者は、一般無線呼出サービス(自由文表示式無線呼出サービスに係る加算額を除きます。以下この欄において同じとします。)の基本使用料について、当該月分を含む6ヶ月分又は1年分の料金を前払いすることができます。ただし、支払いを要することとなる基本使用料等の全ての料金について、前払いを選択しないとき及び前払いの料金を支払期日までに支払わないときは、この限りではありません。											
	イ 当社は、一般契約者又は発信課金契約者がアの規定により料金を支払う場合はその料金を次の率で割引きます。 <table border="1"><thead><tr><th>区 別</th><th>割 引 率</th></tr></thead><tbody><tr><td>6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合</td><td>8.0%</td></tr><tr><td>1年分の料金を前払いにより支払う場合</td><td>12.0%</td></tr></tbody></table> 当社はアに規定する前払いにより料金が支払われた一般無線呼出契約又は発信課金契約について、支払いを受けた料金の対象期間満了前に次の場合が生じたときは、イの規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおり取り扱います。 <table border="1"><thead><tr><th>区 別</th><th>料 金 の 前 払 い</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般無線呼出サービスの種類等の変更又は一般無線呼出サービスの種類等の変更又は一般無線呼出サービスの料金の改定があった場合</td><td>月額で定められている料金の額が増加したとき。支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金の支払い時に適用した割引率で割引いた額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。</td></tr><tr><td></td><td>月額で定められている料金の額が減少したとき。支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金の支払い時に適用した割引率で割引いた額と支払いを受け</td></tr></tbody></table>	区 別	割 引 率	6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合	8.0%	1年分の料金を前払いにより支払う場合	12.0%	区 別	料 金 の 前 払 い	一般無線呼出サービスの種類等の変更又は一般無線呼出サービスの種類等の変更又は一般無線呼出サービスの料金の改定があった場合	月額で定められている料金の額が増加したとき。支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金の支払い時に適用した割引率で割引いた額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。	
区 別	割 引 率											
6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合	8.0%											
1年分の料金を前払いにより支払う場合	12.0%											
区 別	料 金 の 前 払 い											
一般無線呼出サービスの種類等の変更又は一般無線呼出サービスの種類等の変更又は一般無線呼出サービスの料金の改定があった場合	月額で定められている料金の額が増加したとき。支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金の支払い時に適用した割引率で割引いた額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。											
	月額で定められている料金の額が減少したとき。支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金の支払い時に適用した割引率で割引いた額と支払いを受け											

		た料金額との差額を返還します。
	前払いの取扱いの廃止又は一般無線呼出契約の解除又は発信課金契約の解除があった場合	支払いを受けた料金額から、支払いを受けた料金の対象期間の開始月から前払いの取扱いの廃止又は一般無線呼出契約の解除又は発信課金契約の解除があった日の属する月までの料金を前払いがなされなかったものとみなして算定した額を減じて残額があるときはその料金額を返還します。ただし不足が生じたときは、その料金額を支払っていただきます。

1-2 料金

1-2-1 一般無線呼出契約に係るもの

1-2-1-1 定額型

(1)POCSAG方式のもの

① 基本額

区 分		単 位	料 金 額	
			臨时无線呼出契約以外のもの(月額)	臨时无線呼出契約のもの(日額)
基本エリア	呼出専用式	1契約ごとに	1,500 円(税抜)	150 円(税抜)
	数字か表示式	1契約ごとに	—	180 円(税抜)
広域エリア	呼出専用式	1契約ごとに	1,800 円(税抜)	180 円(税抜)
	数字か表示式	1契約ごとに	—	220 円(税抜)

1-2-1-2 着信従量型

(1)POCSAG方式のもの

① 基本額

区 分		単 位	料 金 額	
			臨时无線呼出契約以外のもの(月額)	臨时无線呼出契約のもの(日額)
基本エリア	数字か表示式	1契約ごとに	980 円(税抜)	88 円(税抜)
	自由文表示式	プランA	—	190 円(税抜)
		プランB	1契約ごとに	980 円(税抜)
広域エリア	数字か表示式	1契約ごとに	1,600 円(税抜)	160 円(税抜)
	自由文表示式	プランA	—	230 円(税抜)
		プランB	1契約ごとに	1,700 円(税抜)

② 加算額

		料 金 額
--	--	-------

区 分		単 位	臨時無線呼出契約以 外のもの(月額)	臨時無線呼出契約 のもの(日額)	
基本エリア	数字カナ表示式	1契約に係る1料金月の呼出が 50呼出を超える50呼出ごとに	300円(税抜)	300円(税抜)	
	自由文 表示式	プランA	1契約に係る1料金月の呼出が 300呼出を超える1呼出ごとに	—	15円(税抜)
		プランB	1契約に係る1料金月の呼出が 50呼出を超える1呼出ごとに	20円(税抜)	20円(税抜)
広域エリア	数字カナ表示式	1契約に係る1料金月の呼出が 50呼出を超える50呼出ごとに	400円(税抜)	400円(税抜)	
	自由文 表示式	プランA	1契約に係る1料金月の呼出が 300呼出を超える1呼出ごとに	—	25円(税抜)
		プランB	1契約に係る1料金月の呼出が 50呼出を超える1呼出ごとに	30円(税抜)	30円(税抜)

1-2-1-3 同報無線呼出サービスに係るもの

(1) POCSAG方式のもの

① 基本額

区 分	単 位	料金額(月額)
基本エリア	1契約に係る1料金月に3,000回 を超えて呼出しを行う場合	119,000円(税抜)
	1契約に係る1料金月に3,000回 以下の呼出しを行う場合	36,000円(税抜)
	1契約に係る1料金月に2,000回 以下の呼出しを行う場合	26,000円(税抜)
	1契約に係る1料金月に1,000回 以下の呼出しを行う場合	14,000円(税抜)
	1契約に係る1料金月に500回以 下の呼出しを行う場合	7,500円 (税抜)
広域エリア	1契約に係る1料金月に3,000回 を超えて呼出しを行う場合	197,000円 (税抜)
	1契約に係る1料金月に3,000回 以下の呼出しを行う場合	60,000円 (税抜)
	1契約に係る1料金月に2,000回 以下の呼出しを行う場合	42,000円 (税抜)
	1契約に係る1料金月に1,000回 以下の呼出しを行う場合	23,000円 (税抜)
	1契約に係る1料金月に500回以 下の呼出しを行う場合	12,500円 (税抜)

② 加算額

区 分	単 位	料金額(月額)
その端末設備又は自営電気通信設備が一般無線呼出サービスの電気通信回線設備に接続されている場合	1契約につき1の端末設備又は自営電気通信設備ごとに	100 円 (税抜)
上記以外の場合	1契約につき1の端末設備又は自営電気通信設備ごとに	300 円 (税抜)

2 付加サービス使用料

2-1 適用

付加サービス使用料の適用							
(1) 付加サービス使用料の前払い	<p>ア 一般契約者は、一般無線呼出サービスの付加サービス使用料について、当該月分を含む6ヶ月分又は1年分の料金を前払いすることができます。</p> <p>イ 当社は、一般契約者が前項の規定により料金を支払う場合は、その料金を次の率で割引きます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>割 引 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>1年分の料金を前払いにより支払う場合</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 上記以外のその他の提供条件については、基本使用料の前払いの場合に準ずるものとします。この場合において、付加サービスの利用開始又は廃止については、一般無線呼出サービスの種類等の変更とみなして取り扱います。</p>	区 別	割 引 率	6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合	8.0%	1年分の料金を前払いにより支払う場合	12.0%
区 別	割 引 率						
6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合	8.0%						
1年分の料金を前払いにより支払う場合	12.0%						

2-2 料金

2-2-1 POCSAG方式のもの

2-2-1-1 一般無線呼出契約に係るもの

区 分		単 位	臨时无線呼出契約以外 のもの(月額)	臨时无線呼出契約のもの (日額)
マトリクスフリーワードサービス (数字カナ表示式)	21桁以上	1携帯受信機ごとに	— 円	10 円 (税抜)
	20桁以下		— 円	— 円
デュアルコール		付加呼出番号ごとに	— 円	10 円 (税抜)

2-2-1-2 発信課金契約に係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
グループコール	1グループ呼出番号及び1携帯受信機ごとに	100 円(税抜)

3 端末設備使用料

3-1 適用

端 末 設 備 使 用 料 の 適 用	
(1) 端末設備使	ア 一般契約者又は発信契約者は、無線呼出サービスの端末設備使用料について、

用料の前払い	<p>当該月分を含む6ヶ月分又は1年分の料金を前払いすることができます。</p> <p>イ 当社は、一般契約者又は発信契約者が前項の規定により料金を支払う場合は、その料金を次の率で割引きます。</p> <table border="1" data-bbox="486 362 1358 501"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>割 引 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>1年分の料金を前払いにより支払う場合</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 上記以外のその他の提供条件については、基本使用料の前払いの場合に準ずるものとします。この場合において、当社が提供する端末設備の利用開始、種類の変更又は廃止については、一般無線呼出サービスの種類等の変更とみなして取り扱います。</p>	区 別	割 引 率	6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合	8.0%	1年分の料金を前払いにより支払う場合	12.0%
	区 別	割 引 率					
6ヶ月分の料金を前払いにより支払う場合	8.0%						
1年分の料金を前払いにより支払う場合	12.0%						

3-2 料金額

3-2-1 POCSAG方式のもの

1個ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
呼出専用式	300 円(税抜)	30 円(税抜)
数字カナ表示式	400 円(税抜)	40 円(税抜)
数字カナ表示式 フリーワード数字変換表示機能付	400 円(税抜)	40 円(税抜)
数字カナ表示式 マトリクスフリーワード付カード型	400 円(税抜)	40 円(税抜)
自由文表示式	400 円(税抜)	40 円(税抜)

4 その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改定は平成 17 年 11 月 14 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 17 年 12 月 20 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 18 年 4 月 10 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 18 年 4 月 24 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 18 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この約款実施の際、現に、旧約款の規定により提供されている無線呼出しサービス(改定前の規定により契約申込の承諾を受けているものを含みます。)に関する料金その他の取扱いは、次によるものとします。

1. 発信課金契約(ゼロプラン)に係るもの

1-1 1-2以外の発信事業者が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るもの

① 契約者回線からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税抜))
営業区域内からの呼出	36秒
営業区域外からの呼出	27秒
上記の他に通話1回毎に	60円(税抜)

② 公衆電話からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円)
営業区域内からの呼出	7秒
営業区域外からの呼出	6秒

1-2 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るもの

① 契約者回線からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税抜))
営業区域内からの呼出	41秒

営業区域外からの呼出	36秒
上記の他に通話1回毎に	60円(税抜)

2.その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

この改定は平成19年1月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成19年3月1日から実施します。

(経過措置)

この約款実施の際、現に、旧約款の規定により提供されている無線呼出しサービス(改定前の規定により契約申込の承諾を受けているものを含みます。)に関する料金その他の取扱いは、次によるものとします。

1. 発信課金契約(020サービス)に係るもの

1-1 基本使用料

POCSAG方式のもの

区 分		表示桁数	単 位	料金額(月額)
広域エリア	数字カナ表示式	15桁以上	1契約ごとに	900円(税抜)

1-2 発信課金呼出料

次表の規定により算出した額から、発信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により算出したその相互接続通信の料金額を控除した額とします。ただし、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社及びソフトバンクテレコム株式会社が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るものについては、次表の規定により算定した額とします。

発信課金契約(020サービス)に係るもの

(1) (2)以外の発信事業者が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るもの

① 契約者回線からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税抜))
営業区域内からの呼出	40秒
営業区域外からの呼出	30秒
上記の他に通話1回毎に	40円(税抜)

② 公衆電話からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円)
営業区域内からの呼出	8秒
営業区域外からの呼出	7秒

(2)フュージョン・コミュニケーションズ株式会社が提供する電気通信サービスからの呼出しに係るもの

① 契約者回線からの呼出し

区分	料金額(次の秒数まで毎に10円(税抜))
営業区域内からの呼出	46秒
営業区域外からの呼出	40秒
上記の他に通話1回毎に	40円(税抜)

2.その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

この改定は平成 19 年 3 月 20 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定は平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(その他)

削除

附則

(実施期日)

この改定は平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、平成 20 年 1 月 1 日以降のユニバーサルサービス料の支払は要しないものとします。

附則

(実施期日)

この改定は平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改訂は、消費税率変更に伴い、平成 26 年 04 月 1 日から実施します。

料金表等をこれまでの税込から税抜に変更。